

とは、結果として稼得能力の低下をもたらす正常でない身体的、知的または精神的状態である。また、「機能障害」とは、疾病と同じく正常でない身体的、知的または精神的状態であるけれども、疾病と異なり回復不可能な状態である<sup>34</sup>。したがって、疾病または機能障害の区別は実務上重要でなく、稼得能力が心身の健康状態の不正常により低下していればよい<sup>35</sup>。

能力認定(*Feststellung des Leistungsvermögen*)は、医師による医学的判定(*Medizinische Gutachten*)に基づき、保険者が行う。医学的判定では、精神的および身体的に負担に耐えられる能力、すなわち、疾病または機能障害の存在と、それによる残存能力を判断する。残存能力の判断は、健康状態を考慮して、従来の職業(直前に従事していた仕事)に従事することが何時間できないのか(いわゆる消極的能力[Negative Leistungsvermögen])を審査し、これが6時間未満である場合には、一般労働市場にある仕事に従事することが何時間できるのか(いわゆる積極的能力[Positive Leistungsvermögen])を審査する。この能力評価は、具体的な判断である<sup>36</sup>。一般労働市場にある仕事に従事する能力は、主として肉体労働の程度(軽度、中度、重度)によって、その他、作業姿勢(座る、立つ、動く)、作業負担(持ち上げ、持ち運び)、勤務態勢(昼間勤務、夜間勤務)などによって補足的に判断される<sup>37</sup>。要するに、医学的判定においては、医学的な健康状態と並んで職業社会の要求および労働市場の状態が問題となる。しかし、医学的判定のための十分な基準がなく、その結果として、医学的判定は多くの場合、健康状態の診断を能力評価と結びつける理由づけを欠いており、労働時間による能力評価が困難であると指摘されている<sup>38</sup>。

医学的判定により稼得能力減退と認定された者が実際に仕事に従事していることは、生活費を賄うだけの所得を稼ぐのに十分な能力があることを推定する。この場合、一般労働市場にあるフルタイムの仕事に、通常の労働条件の下で、かつ健康への負担もなく従事している場合には、稼得能力減退は問題にならない。また、短時間労働に従事している場合には、一部稼得能力減退が問題になる。これに対し、一般労働市場の外部にある障害者作業所で働いていたり、特に有利な労働条件の下で働いていたり、健康に配慮した働き方をしたりしている場合には、稼得能力減退が問題になる。この場合、一般労働市場にある仕事に従事する能力が3時間ないし6時間を下回る限りで、稼得能力減退が認められる。したがって、その他の支給要件を満たせば、働きながら障害年金を受給することができる<sup>39</sup>。

<sup>34</sup> v. Koch, in: Kreikebohm (Hrsg.), SGB VI Kommentar, 3. Aufl., 2008, §43 RdNr. 21 f.

<sup>35</sup> Gabke, in: Schlegel/ Voelzke/ Skipka/ Winkler (Hrsg.), juris PraxisKommentar SGB VI, 2008, §43 RdNr. 16.

<sup>36</sup> Gabke, in: Schlegel/ Voelzke/ Skipka/ Winkler (Hrsg.), juris PraxisKommentar SGB VI, 2008, §43 RdNr. 39.

<sup>37</sup> Gabke, in: Schlegel/ Voelzke/ Skipka/ Winkler (Hrsg.), juris PraxisKommentar SGB VI, 2008, §43 RdNr. 40.

<sup>38</sup> Gagel/ Schian, Die Dominanz der Rehabilitation bei Bearbeitung und Begutachtung in Rentenverfahren – zugleich ein Ansatz zur besseren Bewältigung der Anforderungen des §43 SGB VI, SGb 2002, S. 530.

<sup>39</sup> Marschang, Verminderte Erwerbsfähigkeit, 2002, S. 46.

#### (4) 障害年金の支給要件

障害年金の支給要件は、①老齢年金支給開始年齢の到達前に稼得能力減退が発生しており、②稼得能力減退の発生前に一般的受給資格期間（*Allegemeine Wartezeit*）、つまり 5 年間の保険料拠出期間（社会法典第 6 編 50 条 1 項、51 条 1 項）を満たしており、かつ③稼得能力減退の発生前の直近 5 年間のうち 3 年間の強制保険料を拠出していることである（社会法典第 6 編 43 条 1 項 1 文、2 項 1 文）。いずれの要件も満たす必要がある。なお、稼得能力減退の発生時に被保険者であることは要件とされていない<sup>40</sup>。

①から③までの要件のうち、②の要件でいう「保険料拠出」は、「強制保険料拠出」（保険加入義務の対象となる就労あるいは仕事をする場合）のみならず、「任意保険料拠出」（自営業者や専業主婦などが任意に加入する場合）も含まれる。これに対し、③の要件は、「強制保険料拠出」に限定される。その意味で、③の要件は、任意加入者、つまり自営業者や専業主婦の障害年金受給を排除する機能をもつ<sup>41</sup>。③の要件は、稼得能力の減退により現に所得の喪失を被らない人的範囲の障害年金受給を排除することを目的として、1983 年改正によって導入された。すなわち、1982 年の被保険者年金の新規裁定者の約半分が障害年金を受給していたが、その約 8 割が稼得生活からの早期引退のために障害年金を受給しており、その結果、障害年金が一種の早期受給の老齢年金と化していたという。このことを背景として、通常は就労しており、稼得能力の減退によって稼得所得の喪失が発生する被保険者のみに障害年金を支給することで、障害年金の所得代替機能を強化するため、③の要件が導入された<sup>42</sup>。③の要件により、被保険者が障害年金を受給しうるのは、保険加入義務の対象となる就労あるいは仕事を退職してから原則として 2 年間に限定される<sup>43</sup>。

支給要件充足の判断の基準となるのは、疾病または機能障害の「初診日」<sup>44</sup>ではなく、稼得能力減退の発生日である。①の要件により、障害年金は、稼得能力減退の発生日（の翌月）から最長で老齢年金支給開始年齢（=67 歳）の満了日（の属する月）まで支給される<sup>45</sup>。稼得能力減退の発生日は、保険者の見解によれば通常は申請を行った日とされる。しかし、裁判所の見解によれば、客観的に稼得能力減退の発生が確認された時点である<sup>46</sup>。ま

<sup>40</sup> 社会保障法の教科書の説明によると、「給付受給権の発生にとって、保険事故の発生時に保険料拠出義務を負う保険関係（=被保険者資格）が依然として存在していることは必要でない。」Igl/Welti, *Sozialrecht*, 8. Aufl., 2007, §31 RdNr. 10.

<sup>41</sup> Köbl, in: Schulin (Hrsg.), *Handbuch des Sozialversicherungsrechts*, Bd.3: *Rentenversicherungsrecht*, 1999, §23 RdNr. 13.

<sup>42</sup> BT-Drucks. 10/335, S. 59 f. 障害年金の③の要件は、障害年金受給者の財産権を侵害するものとして裁判で争われたが、連邦憲法裁判所は、年金財政の安定化と障害年金の所得代替機能の強化という導入目的の観点から、合憲と判断した。BVerfG, Beschl. v. 8. 4. 1987 – 1 BvR 564, 684, 877, 886, 1134, 1636, 1711/84, BVerfGE 75, 78.

<sup>43</sup> Marschang, *Verminderte Erwerbsfähigkeit*, 2002, S. 30.

<sup>44</sup> ドイツには、「初診日」概念またはそれに類する概念は存在しない。

<sup>45</sup> 障害年金が期間を付して支給される場合には、期間の経過によって終了する（社会法典第 6 編 102 条 1 項）。

<sup>46</sup> Gürtnar, in: Leitherer (Hrsg.), *Kasseler Kommentar Sozialversicherungsrecht*, 2010, SGB

た、②と③の要件は、稼得能力減退の発生前に充足している必要があるが、②の要件は、発生日の前日までのどこかで 60 ヶ月の保険料拠出期間があればよいのに対し、③の要件は、発生日の前日から起算した 60 ヶ月の期間内で 36 ヶ月の強制保険料拠出が必要である。

ただし、②と③の要件についてはいくつかの例外規定が設けられており、拠出期間が短縮されることがある<sup>47</sup>。また、②の要件を満たす前からすでに完全稼得能力減退である障害者は、20 年間の受給資格期間（これも保険料の拠出が必要）を満たす（つまり障害者作業所で 20 年間働く）場合には、完全稼得能力減退年金の支給要件を満たすことができる（社会法典第 6 編 43 条 6 項、50 条 2 項）。これは、一般労働市場で働くことはできないが、作業所で就労することはできる先天性障害者や若年期障害者のための支給要件である<sup>48</sup>。しかし、障害年金の支給要件を満たすためには、事後的ではあるものの長期の保険料拠出が必要である。したがって、年金保険の内部に障害者向けの無拠出給付は存在しない。

障害年金の支給要件を満たさない者は、公的扶助による所得保障の対象となる。

## (5) 障害年金の額の算定

障害年金の額は、従前生活保障の考え方に基づき、稼得能力減退発生前の加入期間と従前所得に応じて算定される（社会法典第 6 編 63 条）。算定方法は、老齢年金と共通である。その背景には、完全稼得能力減退年金は被保険者に老齢年金とほぼ同一の水準を保障するものである、との 1957 年以来の社会政策的な判断がある<sup>49</sup>。しかし、被保険者が若くして稼得能力減退となった場合には加入期間が短くなる。したがって、十分な年金額を保障するため、稼得能力減退発生時から満 60 歳までの期間について、従前所得の平均に基づく保険料を納めたものとみなして加算がなされる。この期間は、加算期間（Zurechnungszeit）と呼ばれ（社会法典第 6 編 59 条）、保険料が免除される期間である（社会法典第 6 編 54 条 4 項）。一種の「みなし期間」である。これにより、加入期間が短いことによる低年金化は

---

### VI §43 RdNr. 27.

<sup>47</sup> 例えば、教育・訓練修了後 6 年経過前に完全稼得能力減退が発生した場合、直近 2 年間のうち 1 年間強制保険料を拠出していれば、②の一般的拠出期間が充足される、という規定（社会法典第 6 編 53 条 2 項）が存在し、この場合、さらに、③の直近 5 年間のうちの 3 年間の強制保険料拠出は不要である、という規定（社会法典第 6 編 43 条 5 項）もあるので、大学教育や職業訓練修了直後に若くして稼得能力減退に遭遇した者は、事前に 1 年間強制保険料を拠出していれば、障害年金の拠出要件を満たす。また、労働災害または職業病により稼得能力減退が発生した場合についても、同内容の例外規定が置かれている（社会法典第 6 編 53 条 1 項、43 条 5 項）。

<sup>48</sup> 作業所の対象となる障害者は、障害を理由として一般労働市場において就労することができないが、少なくとも経済的に有用な労務給付の最低限を提供することができる障害者である（社会法典第 9 編 136 条）。詳細については、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構編『欧米の障害者雇用法制及び施策の現状（調査研究報告書・資料シリーズ No.58）』（2011 年）第 1 章第 4 節〔福島豪〕を参照。

<sup>49</sup> Köbl, Erwerbsminderungsrenten, in: Becker/ Kaufmann/ v. Maydell/ Schmähle/ Zacher (Hrsg.), Alterssicherung in Deutschland, FS Ruland, 2007, S. 381. 障害年金が従前生活保障の考え方に基づき算定されるようになったのは、1957 年年金改革によってである。Frerich/ Frey, in: Schulin (Hrsg.), Handbuch des Sozialversicherungsrechts, Bd.3: Rentenversicherungsrecht, 1999, §2 RdNr. 101.

防がれている。

しかし、ドイツの年金保険には、基礎的生活保障の要素は組み込まれておらず、最低年金額が存在しない<sup>50</sup>。それゆえ、従前所得が低いと年金額も低くなる可能性がある。実際に、障害年金の平均支給月額を支給開始年齢ごとでみると、支給開始年齢が若いほど、障害年金の平均支給月額も低くなる傾向が確認できる。50歳を超えて支給開始した場合の完全稼得能力減退年金の平均支給月額（男性）は、2007年で、700ユーロを超えており、30歳で支給開始した場合は、約544ユーロである<sup>51</sup>。障害年金の額が最低生活水準を下回る場合には、公的扶助による所得保障の対象となる。

年金額（月額）は、個人報酬ポイント（Persönliche Entgeltpunkte）、年金種別係数（Rentenartfaktor）および年金現在価値（Aktueller Rentenwert）の積である（社会法典第6編64条）。

個人報酬ポイントは、保険料拠出期間（Beitragszeiten）の報酬ポイントと保険料免除期間（Beitragsfreie Zeiten）の報酬ポイントの合計値である（社会法典第6編66条1項）。保険料拠出期間の報酬ポイントは、ある年の被保険者個人の報酬<sup>52</sup>を、同年の全被保険者の平均報酬で除して得た数値である（社会法典第6編70条1項）。例えば、ある年の報酬が同年の平均報酬と同額である場合には、その年の報酬ポイントは1.0となる。保険料免除期間の報酬ポイントは、保険料拠出期間の報酬ポイントの合計値を、保険事故発生前までの全保険加入期間で除して得た数値である（社会法典第6編71条1項）。

年金種別係数は、一部稼得能力減退年金については0.5であり、完全稼得能力減退年金については1.0である（社会法典第6編67条2号、3号）。前者は老齢年金の半分に相当し、後者は老齢年金と同一である。したがって、完全稼得能力減退年金は老齢年金と同額であり、完全な所得代替機能を有するが、一部稼得能力減退年金は老齢年金の半額であり、完全な所得代替機能を有しない。一部稼得能力減退年金が完全な所得代替機能を有しないのは、一部稼得能力減退に該当する者は、一日6時間未満という制限はあるものの、一般労働市場において働く能力をなお有しているからである。

年金現在価値は、相対的なポイントを現在の金銭価値に換算するものであり、ユーロで示される。毎年7月1日に改定され（2009年7月1日以降、27.20ユーロ〔旧西独地域〕である）、基本的には、年金受給者の生活水準の保障のため、全被保険者の平均報酬の変動

<sup>50</sup> Bieback, Alterssicherung durch Rente, Grundsicherung im Alter und Sozialhilfe, NDV 2010, S. 520.

<sup>51</sup> Vgl. Köhler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, Vorschläge zu einer Leistungsverbesserung bei Erwerbsminderungsrenten aus der gesetzlichen Rentenversicherung, ZfS 2010, S. 63 ff.

<sup>52</sup> ここでの「報酬」とは、正確にいって、保険料拠出の基礎となった報酬であり、保険料算定基礎報酬（Beitragsbemessungsgrundlage）と呼ばれる（社会法典第6編161条）。ただし、上限（保険料算定期度額〔Beitragsbemessungsgrenze〕）と呼ばれ、2010年で月額5,500ユーロ〔旧西独地域〕である）があり（社会法典第6編159条）、その限りで保険料の算定において考慮され、また年金額の算定にも反映される。したがって、障害年金の額には上限があることになる。

に応じてスライドされる。障害年金独自の改定は行われていない。

以上の年金算定式によると、年金額は、個人報酬ポイント、すなわち全被保険者の平均所得に対する従前所得の割合という各人の算定基礎により決定され、年金現在価値という共通の算定基礎によりスライドされる。つまり、年金算定式は、全被保険者の中での相対的な地位を保障しているのである、特定の年金額を保障しているわけではない<sup>53</sup>。なお、配偶者や子に対する加算は存在しない。

#### (6) 障害年金の割引

障害年金の額は、障害年金の支給開始が満 65 歳より前である場合には、月 0.3% (年 3.6%) ずつ割引 (Abschläge) される (社会法典第 6 編 77 条 2 項 1 文 3 号)。この割引は、支給開始が満 62 歳より前である場合には満 62 歳が割引率決定の基準となるとの規定 (社会法典第 6 編 77 条 2 文) があるので、最高 10.8% である<sup>54</sup>。したがって、障害年金が満 62 歳以前に支給開始される場合には、障害年金の額は一律 10.8% 割引される。障害年金の割引の期間は、2008 年改正により老齢年金の支給開始年齢が満 65 歳から満 67 歳に引き上げられたのに併せて、(満 60 歳から) 満 63 歳までの期間から、(満 62 歳から) 満 65 歳までの期間に引き上げられた。

障害年金の割引は、老齢年金の支給開始年齢の引き上げに伴って改正されたことからわかるように、老齢年金との関係で導入された制度である。すなわち、1992 年改正により老齢年金を繰り上げ受給する場合には老齢年金の割引が行われることになったので、それを回避するために割引のない障害年金の受給を選択する者が増加したという。このことを背景として、繰り上げ受給の老齢年金から障害年金への回避を防ぐことを目的に 2001 年の障害年金改革により障害年金の割引が導入された<sup>55</sup>。このような制度趣旨からすると、老齢年金の受給がそもそも問題にならない若年者に障害年金の割引の影響を完全に及ぼすべきではないので、その影響を緩和することを目的に 2001 年改革により加算期間の延長 (具体的には、満 55 歳までの期間から満 60 歳までの期間への延長) が同時に行われた。これにより、若年者への割引の影響は最大 3.3% に緩和された<sup>56</sup>。

このように、2001 年改革の立法者は、障害年金の割引が高齢者を主たる対象者としており、その「余波」として若年者にも及ぶと説明していた。しかし、障害年金の割引は、実際には「一律減額」を意味していた。なぜなら、障害年金の 9 割超が満 60 歳前に支給開始されているからである<sup>57</sup>。したがって、障害年金の割引が若年者にも及ぶのか、それとも高

<sup>53</sup> Bieback, Existenzsicherung und Alters- und Invaliditätsvorsorge, SGb 2009, S. 630.

<sup>54</sup> 障害年金の割引は、報酬ポイントの合計値に支給開始係数 (Zugangsfaktor) を乗じることで行われる。支給開始係数は、障害年金の支給開始が満 65 歳以後であれば、1.0 であるが、障害年金の支給開始が満 65 歳より前である場合には、1.0 から 1 月あたり 0.003 ずつ割引され、最高で 0.108 割引される。

<sup>55</sup> BT-Drucks. 14/4230, S. 24 und 26.

<sup>56</sup> BT-Drucks. 14/4230, S. 24.

<sup>57</sup> 2009 年には、障害年金の新規裁定者の約 96% が割引を受けていた。Deutsche

齢者に限定されるのかは、ここ数年裁判上の争点となっていた。しかし最終的には、年金保険の財政的安定という観点から、障害年金の割引が若年者にも及ぶことで決着した<sup>58</sup>。

#### (7) 就労による報酬と障害年金の調整

障害年金受給者が働いている場合において、就労による報酬が一定額を超えるときには、それに応じて障害年金の支給額が制限される（社会法典第6編96a条1項）。この支給制限は、障害年金の所得代替機能を強化するため、1996年改正により導入された。導入の理由は、障害年金受給者が年金に加えて報酬を得ることによって年金を受給する前よりもよい生活状態に置かれるることは、障害年金の所得代替機能に反する、というものである<sup>59</sup>。しかし他方で、障害年金受給者が年金を受給しながら仕事に一定程度従事することは、全く禁止されるわけではない。それゆえ、許容される追加報酬（Hinzuverdienst）<sup>60</sup>の限度額が定められた<sup>61</sup>。

もっとも、一部稼得能力減退年金の受給者は残存能力の枠内で追加報酬を稼ぐことが期待されるのに対し、完全稼得能力減退年金の受給者は追加報酬を稼ぐことが制限される。したがって、追加報酬の額に応じて、一部稼得能力減退年金は半額または満額で支給されるのに対し、完全稼得能力減退年金は4分の1の額、半額、4分の3の額または満額で支給される（社会法典第6編96a条1a項）。この障害年金の支給額ごとに許容される追加報酬限度額（Hinzuverdienstgrenze）が設定されており（社会法典第6編96a条2項）、追加報酬の額が追加報酬限度額を超えるければ、障害年金の支給額はその追加報酬限度額に対応した額となるのに対し、それを超えると、より低い支給額となる。例えば、完全稼得能力減退年金の受給者の場合、満額支給の完全稼得能力減退年金の追加報酬限度額は月額400ユーロであるので、追加報酬の額が月額400ユーロを超えるければ、完全稼得能力減退年

---

Rentenversicherung Bund (Hrsg.), Rentenversicherung in Zeitreihen 2010, S. 66.

<sup>58</sup> この間の経緯のみを述べると、障害年金の割引が若年者には及ばないとした2006年の連邦社会裁判所第4法廷判決（BSG, Urt. v. 16. 5. 2006 - B 4 RA 22/05 R, BSGE 96, 209）を契機として、学説において議論が展開された。Vgl. Ruland, Abschläge bei Erwerbsminderungsrenten, NJW 2007, S. 2086 ff; Meyer, Nochmals: Abschläge bei Erwerbsminderungsrenten, NJW 2007, S. 3682 ff. しかし2008年に、障害年金の割引は若年者にも及ぶとした連邦社会裁判所第5法廷判決（BSG, Urt. v. 14. 8. 2008 - B 5 R 32/07 R, BSGE 101, 193; BSG, Urt. v. 25. 11. 2008 - B 5 R 112/08 R, BeckRS 2009, 52293）が出された。これを受けて、連邦憲法裁判所に対して憲法異議が提起されたが、2011年に、障害年金の割引は合憲であるとの判断が連邦憲法裁判所により示された。BVerfG, Beschl. v. 11. 1. 2011 - 1 BvR 3588/08, 1 BvR 555/09, BeckRS 2011, 48097.

<sup>59</sup> BT-Drucks. 13/2590, S. 19 f und 23.

<sup>60</sup> ここでいう「追加報酬」とは、使用者により支払われる就労の対価としての賃金であり、その他の収入（例えば家賃収入や資産収入）は含まれない。ただし、障害者作業所での就労の対価としての賃金は除外される（社会法典第6編96a条1項4文）。

<sup>61</sup> 追加報酬がある場合の障害年金の支給制限の制度は、障害年金受給者の財産権を侵害するものとして裁判で争われたが、連邦社会裁判所は、導入の目的が正当であり、かつその目的を達成するための手段も比例原則に反しないとして合憲と判断した。BSG, Urt. v. 28. 4. 2004 - B 5 RJ 60/03 R, NZS 2005 S. 373 ff.

金は満額支給されるが、追加報酬の額が月額 400 ユーロを超えると、完全稼得能力減退年金の支給額は 4 分の 3 の額となる。

追加報酬限度額の算定は複雑である。すなわち、追加報酬限度額（月額）は、稼得能力減退発生前の直近 3 年間の報酬ポイントの総計、前々年の全被保険者の平均報酬月額（2010 年で 2,555 ユーロ〔旧西独地域〕）、追加報酬係数（障害年金の支給額に応じて異なる）の積である。したがって、追加報酬限度額は、受給者の直近 3 年間の報酬ポイントに応じて異なる。ただし、満額支給の完全稼得能力減退年金の追加報酬限度額は一律に月額 400 ユーロと定められており、また、受給者の直近 3 年間の報酬ポイントが 1.5 を下回る場合には 1.5 とされている（社会法典第 6 編 96a 条 2 項）ので、追加報酬限度額には最低額がある。最低追加報酬限度額（旧西独地域）は、2010 年で表 1 の通りである。

障害年金の支給制限は、障害年金の消極的な支給要件ではなく、障害年金の毎月の支給額を制限するものである。追加報酬が追加報酬限度額を超えているかどうかは、その都度職権により確認される<sup>62</sup>。

表 1 障害年金の最低追加報酬限度額

完全稼得能力減退年金	最低追加報酬限度額（旧西独地域）
満額支給	400 ユーロ
4 分の 3 支給	651.53 ユーロ
半額支給	881.48 ユーロ
4 分の 1 支給	1,073.10 ユーロ
一部稼得能力減退年金	
満額支給	881.48 ユーロ
半額支給	1,073.10 ユーロ

#### (8) 障害年金の期間設定

障害年金は、原則として最長 3 年間の期間を付して支給される。ただし、労働市場の状態にかかわらずもっぱら健康上の理由による稼得能力減退の場合で、かつ稼得能力減退の回復の見込みがない場合には、期間を付されずに支給される（社会法典第 6 編 102 条 2 項 1 文、2 文、5 文）。したがって、期間を付して支給されるのは、労働市場年金の場合と、稼得能力減退の回復の見込みがある場合である。

期間の経過後、年金支給が必要かどうかが審査される。稼得能力減退が改善していない場合には、期間が更新される。更新される期間は、従前の期間が経過してから最長 3 年間である。ただし、期間が合計 9 年間となった場合には、期間を付されずに支給される（社会法典第 6 編 102 条 2 項 3 文、4 文、5 文）。他方、稼得能力減退が改善したため障害年金の支給要件が消滅した場合には、年金支給は終了する（社会法典第 6 編 100 条 3 項）。

障害年金の期間設定は、2001 年より前は、期間を付されずに支給されるのが原則であり、

<sup>62</sup> Gürtnar, in: Leitherer (Hrsg.), Kasseler Kommentar Sozialversicherungsrecht, 2010, SGB VI §96a RdNr. 4 und 31 f.

期間を付して支給されるのは例外であった。2001年の障害年金改革により、この原則と例外の関係が逆転された<sup>63</sup>。

#### (9) 障害年金と老齢年金の関係

障害年金と老齢年金の間には相関関係がある。なぜなら、障害年金の支給対象である稼得能力減退—健康上の理由により永続的に働くことができないことが発生する可能性は、加齢に伴って疾病にかかりやすくなる中高齢期において高くなるからである。その可能性は、具体的な考察方法の採用を通じて、やはり加齢に伴って職場を見つけにくくなる中高齢期においてより高くなる。それゆえ、老齢年金の支給開始年齢が引き下げられると、障害年金を受給する必要性は低下するのに対し、逆に老齢年金の支給開始年齢が引き上げられると、障害年金をいわば「早期に」受給する必要性は上昇するのである<sup>64</sup>。その意味で、障害年金の支給対象である稼得能力減退と老齢年金の支給開始年齢は、稼得能力の低下による稼得生活からの引退という共通の性格を有する。

障害年金受給者が老齢年金の支給開始年齢に到達した場合には、障害年金から老齢年金への移行が職権により行われる（社会法典第6編115条3項）。障害年金受給者が働いておらず被保険者資格を有しなかった場合には、老齢年金への移行の際、老齢年金の額が障害年金の額より低くなるのを防ぐため、満60歳までの障害年金受給期間（つまり加算期間）を算入期間（Anrechnungszeit）（保険料免除期間の一種。社会法典6編54条4項）に含めて（社会法典第6編58条1項1文5号）老齢年金の算定を行う。算入期間の報酬ポイントは加算期間のそれと同一であるので、障害年金と同額の老齢年金が保障される。これに對し、障害年金受給者が働いていた場合、その収入が月額400ユーロを超えるときには被保険者となるので、保険料拠出義務を負う。その際、障害年金は前述のように支給制限されるが、老齢年金への移行の際、支給制限期間も障害年金受給期間（加算期間）として算入期間に含めて算定する。その上で、算入期間（加算期間）に保険料を拠出していった場合には、その期間は保険料減額期間（Beitragsgeminderte Zeiten）（保険料拠出期間でも算入期間または加算期間でもある期間。社会法典第6編54条3項）と評価され、その間の報酬ポイントが保険料免除期間の報酬ポイントより割増される（社会法典第6編71条2項）ので、働いていなかった障害年金受給者と比べて高額の老齢年金が保障される。

老齢年金の種類としては、満67歳であり、かつ一般的受給資格期間（5年間の保険料拠出期間）を満たしている被保険者に対する通常老齢年金（Regelaltersrente）（社会法典第6編35条）と、その他の老齢年金が存在する。後者のうち、障害者の所得保障との関係で重要なのが、重度障害者のための老齢年金（Altersrente für schwerbehinderte Menschen）である。その支給要件は、被保険者が満65歳であり、支給開始時に重度障害者<sup>65</sup>と認定さ

<sup>63</sup> BT-Drucks.14/4230, S.27.

<sup>64</sup> Köbl, in: Schulin (Hrsg.), Handbuch des Sozialversicherungsrechts, Bd.3: Rentenversicherungsrecht, 1999, §21 RdNr. 5.

<sup>65</sup> ここでの「障害」（Behinderung）とは、年齢に典型的な状態を除き、身体的な機能、知的な

れており、かつ 35 年の受給資格期間を満たしていることである（社会法典第 6 編 37 条 1 文）。重度障害者のための老齢年金の支給開始年齢が通常老齢年金のそれよりも早期であるのは、重度障害者はそうでない者と比べて早期に稼得能力が減退しているので職場を見つけるににくいからである。35 年の受給資格期間には、保険料拠出期間のみならず保険料免除期間も含まれる（社会法典第 6 編 51 条 3 項）ので、障害年金受給期間（加算期間）も含まれることになる。通常老齢年金と比べて年金額の算定方法に違いはないが、重度障害者のための老齢年金は満 65 歳から割引されずに支給される。

#### (10) 障害年金と疾病手当・労災保険給付との関係

疾病により労働不能（Arbeitsunfähigkeit）が発生した場合には、疾病保険（社会法典第 5 編）から疾病手当（Krankengeld）が支給される（社会法典第 5 編 44 条 1 項）。「労働不能」とは、自らの労働（具体的には直近に従事していた稼得活動もしくは同種の仕事）にもはや従事することができないか、または自らの状態を悪化させる危険を冒す場合に限り従事することができることと理解されている<sup>66</sup>。労働不能は、疾病のみを原因とし、また長期にわたり永続する必要がない点で、障害年金の支給対象となる稼得能力減退と区別される。疾病手当の額は、原則として標準報酬の 70% である（社会法典第 5 編 47 条 1 項）。

障害年金の支給前に疾病手当が支給されていた場合には、疾病手当は障害年金の支給開始により終了し、または減額支給される。すなわち、完全稼得能力減退年金が支給開始される場合には、疾病手当は終了する（社会法典第 5 編 50 条 1 項）。一部稼得能力減退年金が支給開始される場合には、疾病手当は年金の支給額分だけ減額支給される（社会法典第 5 編 50 条 2 項）。他方、疾病手当が障害年金の支給後に発生した労働不能に基づき支給される場合には、疾病手当は一部稼得能力減退年金が支給されている場合に限り減額支給される。なぜなら、疾病手当の受給権は完全稼得能力減退年金の支給開始によって消滅するからである（社会法典第 5 編 50 条 1 項）。

稼得能力が労働災害（Arbeitsunfall）または職業病（Berufskrankheit）（社会法典第 7 編 7 条以下）に起因して 26 週を超えて 20% 以上減退する場合には、労災保険（社会法典第 7 編）から被災者年金（Verletztenrente）が支給される（社会法典第 7 編 56 条 1 項）。

---

能力または精神的な健康が、6 ヶ月を超えて制約される見込みがあり、それゆえ社会生活への参加が制約される状態である（社会法典第 9 編 2 条 1 項）。その上で、「重度障害」

（Schwerbehinderung）とは、障害の程度（GdB）が 50 以上の状態である（社会法典第 9 編 2 条 2 項）。重度障害あるいは障害の程度は、機能障害が労働生活に限らず全ての生活領域に及ぼす影響を問題にするので、障害年金の支給対象である稼得能力減退とは異なる概念であり、認定基準も異なる。重度障害者の認定は援護行政により行われ、重度障害者証

（Schwerbehindertenausweis）が交付される（社会法典第 9 編 69 条）。その法的効果は、割当雇用、特別解雇制限および重度障害従業員代表の適用、租税の减免、道路上の駐車に際しての軽減措置、放送受信料金および電話通信料金の割引、公共交通機関の無料利用など、多様な生活領域に及ぶ。

<sup>66</sup> Brandts, in: Leitherer (Hrsg.), Kasseler Kommentar Sozialversicherungsrecht, 2010, SGB V §44 RdNr. 29.

ここでの「稼得能力の減退」(MdE)とは、心身機能の制約により生じる一般労働市場における稼得可能性の減退であり（社会法典第7編56条2項）、その程度は、軽度のものから10%から100%まで5%あるいは10%刻みで示される。したがって、労働災害または職業病により被災者年金の支給対象である稼得能力の減退が発生したからといって、当然に障害年金の支給対象となる稼得能力減退が生じるわけではない。被災者年金の額は、稼得能力の減退の程度が100%の場合には満額（直近の報酬の3分の2の額）であるが、稼得能力の減退の程度が100%より低い場合には満額に稼得能力の減退の程度の百分率を乗じて得た額である（社会法典第7編56条3項）。

障害年金と被災者年金は併給されうるが、両者の合計額が一定額を超える場合には、障害年金が支給停止される（社会法典第6編93条）。

#### (11) 障害年金の行政手続・権利救済手続

障害年金の支給手続は、被保険者の申請(Auftrag)に基づいて開始される（社会法典第6編115条1項）。保険者は、申請を認容または拒否する場合には、書面により裁定(Bescheid)を行わなければならない（社会法典第6編117条）。これは、行政行為<sup>67</sup>である。

被保険者は、保険者による裁定に対して異議(Wiederspruch)および訴訟(Klage)を提起することができる。保険者による権利侵害に対する被保険者の訴訟の提起については、社会裁判所(Gericht der Sozialgerichtsbarkeit)が管轄する（社会裁判所法51条1項1号）。社会裁判所は、いわゆる三審制を採用している。すなわち、各州に地方社会裁判所(Sozialgericht)と州社会裁判所(Landessozialgericht)が、連邦に連邦社会裁判所(Bundessozialgericht)がそれぞれ存在する（社会裁判所法2条）。

ただし、社会裁判所に訴訟を提起する前に、裁定の適法性および合目的性を前置手続において審査するものとする（社会裁判所法78条）。前置手続は、異議の提起により開始され、裁定が不服申立人に知られてから1ヶ月以内に、裁定を行った保険者に対して提起するものとする（社会裁判所法84条）。保険者は、異議を唱えられた裁定が措置を違法または目的違反と判断する場合には、異議に応じて救済を行う（社会裁判所法85条1項）。これに対し、保険者が救済を行わない場合には、異議は異議決定により拒否されなければならない（社会裁判所法85条2項）。

訴訟は、異議決定の送達後1ヶ月以内に管轄権を有する社会裁判所に提起しなければならない（社会裁判所法87条、90条）。訴訟類型としては、取消訴訟(Anfechtungsklage)、義務付け訴訟(Verpflichtungsklage)、給付訴訟(Leisetungsklage)および確認訴訟(Feststellungsklage)が認められている（社会裁判所法54条、55条）。訴訟手続の詳細は、社会裁判所法に規定されている。

<sup>67</sup> 「行政行為」(Verwaltungsakt)とは、「行政庁が公法領域における個別事案を規律するために行い、かつ外部への直接的な法効果に向けられるすべての処分、決定またはその他の高権的な措置」である（社会法典第10編31条）。

第一審裁判所である地方社会裁判所による判決に対しては、控訴（Berufung）および上告（Revision）が認められている。控訴審裁判所は州社会裁判所であり、上告審裁判所は連邦社会裁判所である（社会裁判所法 143 条、160 条）。

#### 4. 障害年金の現状<sup>68</sup>

##### (1) 障害年金の受給者数

障害年金の受給者は、2009 年で 1,567,841 人である。人口（約 8230 万人）に対する割合は、約 1.9% である。内訳は、一部稼得能力減退年金の受給者が 103,305 人、完全稼得能力減退年金の受給者が 1,448,928 人である<sup>69</sup>。

障害年金の新規裁定者は、2009 年で 173,028 人である。このうち、一部稼得能力減退年金の新規裁定者が 24,552 人（全体の 14.2%）、完全稼得能力減退年金の新規裁定者が 145,650 人（全体の 84.2%）である<sup>70</sup>。また、労働市場年金の新規裁定者が 28,145 人（全体の 15.3%）、割引を伴った障害年金の新規裁定者が 167,146 人（全体の 96.6%）である。

ここで指摘しておく必要があるのは、障害年金の受給者数が減少していることである。すなわち、2000 年には障害年金の新規裁定者数が約 21 万 4 千人であったのに対し、2009 年には約 17 万 3 千人に減少した。それに伴い、障害年金の受給者総数も約 189 万人（2000 年）から約 157 万人（2009 年）に減少している。その要因として、2001 年の障害年金改革により障害年金の支給要件が厳格化し、受給権者の人的範囲が縮小したことが挙げられている<sup>71</sup>。

##### (2) 新規裁定者の診断群別構成割合

新規裁定者の診断群別の構成割合は、2009 年で、筋骨格系の疾患が 15.3%、心血管系の疾患が 10.1%、代謝性・消化器系の疾患が 4.1%、腫瘍性の疾患が 13.7%、精神疾患が 37.7%、呼吸器系の疾患が 2.7%、神経・感覺器系の疾患が 6.2%、皮膚系の疾患が 0.4%、その他が 9.8% である。

したがって、精神疾患に基づいて障害年金を受給する者がもっとも多く、2009 年で全体の約 38%（約 6 万 4 千人）を占めている。ここ数十年増加傾向にある。次に多いのが、筋骨格系の疾患に基づいて障害年金を受給する者であるが、こちらは逆に減少傾向にある。

##### (3) 障害年金の平均支給開始年齢

障害年金の平均的な支給開始年齢は、50.3 歳である。

<sup>68</sup> 4 で挙げるデータのうち、引用のないものについては、次の文献を参照した。Deutsche Rentenversicherung Bund (Hrsg.), Rentenversicherung in Zeitreihen, 2010.

<sup>69</sup> その他、鉱山労働者に対する年金の受給者が 15,608 人である。

<sup>70</sup> その他、鉱山労働者に対する年金の新規裁定者が 2,316 人である。

<sup>71</sup> Köhler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, Vorschläge zu einer Leistungsverbesserung bei Erwerbsminderungsrenten aus der gesetzlichen Rentenversicherung, ZfS 2010, S. 61 f.

#### (4) 障害年金の平均支給額

障害年金の平均支給月額は、2009 年で 600 ユーロである。一部稼得能力減退の平均支給月額は 358 ユーロ、完全稼得能力減退年金の平均支給月額は 643 ユーロである。老齢年金の平均支給月額は 670 ユーロであるので、障害年金の平均支給月額と比べると老齢年金の方が高いけれども、完全稼得能力減退年金の平均支給月額と比べると両者の差は小さい。

障害年金の平均支給額は、ここ 10 年で低下している。すなわち、障害年金の平均支給月額は、2000 年には 706 ユーロであったのに対し、2009 年には 600 ユーロである。また、完全稼得能力減退年金の平均支給月額は、2000 年には 738 ユーロであったのに対し、2009 年には 643 ユーロである。特に減少幅が大きいのは、男性の平均支給額である。すなわち、男性の障害年金の平均支給月額は、2000 年には 763 ユーロであったのに対し、2009 年には 627 ユーロであり、男性の完全稼得能力減退年金の平均支給月額は、2000 年には 817 ユーロであったのに対し、2009 年には 672 ユーロである。

障害年金の平均支給額が低下した要因としては、2001 年障害年金改革により導入された障害年金の割引<sup>72</sup>、年金全般の水準低下<sup>73</sup>、そして疾病保険および介護保険の保険料率の上昇が挙げられている<sup>74</sup>。

#### (5) 障害年金の年間給付額

障害年金の年間給付額は、2009 年で約 142 億ユーロであり、年金の年間給付額全体の 6.45% である。なお、年金の年間給付額は約 2,208 億ユーロ、老齢年金の年間給付額は約 1,680 億ユーロである。

障害年金の年間給付額は、ここ 10 年で減少している。すなわち、2000 年には約 173 億ユーロ（全体の 9.09%）であったのに対し、2009 年には約 142 億ユーロ（全体の 6.45%）である。その要因は、2001 年の障害年金改革による障害年金受給者の減少と障害年金の平均支給額の低下にあると思われる。

#### (6) その他

平均的な申請処理期間は、2006 年で、一部稼得能力減退年金について 100 日、完全稼得能力減退年金について 83 日である。なお、年金全体の平均申請処理期間は、45 日である（いずれも旧西独地域）<sup>75</sup>。

<sup>72</sup> 障害年金の割引の平均額は、2009 年で約 77 ユーロである。

<sup>73</sup> 老齢年金の平均支給月額も、691 ユーロ（2000 年）から 670 ユーロ（2009 年）に低下している。

<sup>74</sup> Köhler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, Vorschläge zu einer Leistungsverbesserung bei Erwerbsminderungsrenten aus der gesetzlichen Rentenversicherung, ZfS 2010, S. 62; Nakielski, Die (soziale) Situation der Erwerbsgeminderten, SozSich 2009, S. 313.

<sup>75</sup> Haustein/ Moll, Die quantitative Entwicklung der Erwerbsminderungsrenten, RVaktuell 2007, S. 346.

障害年金にかかる申請認容の割合は約 46%、申請拒否の割合は約 46%である。障害年金以外の年金給付にかかる申請拒否の割合は 3%であるので、障害年金にかかる申請拒否の割合は高い（2006 年）<sup>76</sup>。

異議提起件数の割合は、やや古い（2002 年）が、約 33%である<sup>77</sup>。

## 5. 障害者向けの扶助給付—障害時基礎保障<sup>78</sup>

### (1) 障害時基礎保障の制度枠組み

障害年金を受給できない障害者（特に障害年金の支給要件を満たさない先天性障害者および若年期障害者）や、障害年金の額が最低生活水準を下回る障害者は、稼得不能の要扶助者に対する公的扶助としての社会扶助（Sozialhilfe）の対象となりうる。この場合の所得保障は、一般的な扶助給付ではなく、障害者向けの扶助給付として行われている。これは、「障害時基礎保障」（Grundsicherung bei Erwerbsminderung）と呼ばれ、原則として自治体（郡または群に属しない市）が実施する（社会法典第 12 編 3 条、97 条）。

障害時基礎保障は、障害年金の支給要件を満たさず、かつそれ以外の方法によっては生計を維持することができない障害者の所得保障のため、老齢時基礎保障（Grundsicherung im Alter）と共に 2003 年に導入された。老齢時および障害時基礎保障は、一般的な扶助給付の不請求による貧困を回避すること（Verhinderung verschämter Armut）が主たる目的である。すなわち、施設外で生活する高齢者は、社会扶助法上の生活扶助（Hilfe zum Lebensunterhalt）の支給要件についての情報や知識の欠如、役所への訪問や社会的な統制に対する懸念、扶養義務のある子への費用償還請求に対する不安を理由として、社会扶助給付の受給権を有するにもかかわらず、それを請求しなかったという<sup>79</sup>。他方、施設外で生活する先天性障害者は、その多くが成人後も親と同居しており、その親が養うだけの所得または資産を有していれば生活扶助の支給要件を満たすことができなかつたので、しばしば親の扶養に依存していた、という当時の状況<sup>80</sup>も見逃せない。それゆえ、障害者との関係では、親に依存しない最低生活保障とそれによる一定の経済的自立をもたらすことも目的である<sup>81</sup>。これらの目的を達成するために、高齢者および障害者に対して生活費に関する基

<sup>76</sup> Haustein/ Moll, Die quantitative Entwicklung der Erwerbsminderungsrenten, RVaktuell 2007, S. 346 ff.

<sup>77</sup> Moll/ Stichnoth, Die quantitative Entwicklung der Renten wegen verminderter Erwerbsfähigkeit, DAngVers 2003, S. 424.

<sup>78</sup> 5 については、次の文献を参照した。Mündler/ Armborst/ Berlit/ Bieritz-Harder/ Birk/ Brühl/ Conradis/ Geiger/ Krahmer/ Niewald/ Roscher/ Schoch, Sozialgesetzbuch XII Lehr- und Praxiskommentar, 8. Aufl., 2008; Renn/ Schoch, Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung, 2. Aufl., 2008; Schellhorn/ Schellhorn/ Hohm (Hrsg.), Kommentar zum SGB XII – Sozialhilfe, 18. Aufl., 2010; Trenk-Hinterberger, Sozialhilferecht, in: v. Maydell/ Ruland/ Becker (Hrsg.), Sozialrechtshandbuch, 4. Aufl., 2008, §23.

<sup>79</sup> BT-Drucks. 14/4595, S. 43.

<sup>80</sup> Rademacker, Sicherstellung des Lebensunterhalts von Geburt an behinderter Menschen durch Leistungen der Rentenversicherung, NDV 1993, S. 261.

<sup>81</sup> Trenk-Hinterberger, Sozialhilferecht, in: v. Maydell/ Ruland/ Becker (Hrsg.),

基礎的需要を保障する独自の社会保障給付を定めるものとして、連邦社会扶助法（Bundessozialhilfesgesetz）とは別の独立した基礎保障法（Grundsicherungsgesetz）が制定された<sup>82</sup>。しかし、基礎保障法は、扶助の領域に属するにもかかわらず、連邦社会扶助法から部分的に解放されているものの、完全にそうなっているわけではないという意味で、「中途半端な産物」（Zwittergebilde）であり、体系的な検討が不十分であると批判され<sup>83</sup>、2005年の連邦社会扶助法の社会法典第12編への編入により、社会扶助法に統合された（社会法典第12編第4章）。したがって、障害時基礎保障は、現在では社会扶助の一給付として位置づけられている（社会法典第12編8条2号）。

障害時基礎保障は、「デラックスな社会扶助」（Sozialhilfe de luxe）と呼ばれている。なぜなら、給付の需要充足性においてもその額においても一般的な扶助給付に依拠しているからである。しかし、後述するように、家族に対する扶養請求に関して扶助給付の受給に際しての障壁を取り除いた独自の給付と評価されている<sup>84</sup>。

## （2）障害時基礎保障の支給要件

障害時基礎保障の支給要件は、国内に通常の居所を有しており、永続的に完全稼得能力減退であり、かつ所得および資産によって生活費を賄うことができないことである（社会法典第12編41条1項）。永続的な完全稼得能力減退（Dauerhafte volle Erwerbsminderung）を理由とする受給権者は、満18歳以上で、労働市場の状態にかかわらず<sup>85</sup>社会法典第6編43条2項の意味で完全稼得能力減退（すなわち1日3時間未満しか稼得活動に従事することができない）であり、かつ完全稼得能力減退が回復する見込みがない者である（社会法典第12編41条3項）。したがって、障害時基礎保障の人的範囲は、期間を付されずに支給される完全稼得能力減退年金の人的範囲と同一であり、一般労働市場において働くことのできない者に相当する。例えば、作業所で就労する障害者である。他方、1日3時間以上稼得活動に従事することができる、つまり稼得可能な要扶助者は、社会法典第2編の求職者基礎保障（Grundsicherung für Arbeitssuchende）の対象となり（社会法典第2編7条1項、8条1項）、失業手当II（Arbeitslosengeld II）という名の定型的な扶助給付を受給しながら就労支援を受けることになる<sup>86</sup>。

---

Sozialrechtshandbuch, 4. Aufl., 2008, §23 RdNr. 112.

<sup>82</sup> BT-Drucks. 14/5150, S. 48.

<sup>83</sup> Schellhorn, Sozialhilfe als Grundsicherung?, in: Boecken/ Ruland/ Steinmeyer (Hrsg.), Sozialrecht und Sozialpolitik in Deutschland und Europa, FS v. Meydell, 2002, S. 597 f.

<sup>84</sup> もっとも、基礎保障の行政が一般的な公的扶助の行政から切り離されていない限りで、なお独立性の問題が残るとされる。Bieback, Existenzsicherung und Alters- und Invaliditätsvorsorge, SGb 2009, S. 638.

<sup>85</sup> つまり、障害時基礎保障は具体的な考査方法を明示的に排除している。

<sup>86</sup> 求職者基礎保障は、シュレーダー政権下における2000年代前半の一連の労働市場改革（いわゆる「ハルツ改革」）の中で2005年の社会扶助改革により導入された制度であり、失業者・生活困窮者の労働市場への統合を強く志向する就労支援型の公的扶助である。求職者基礎保障および2005年社会扶助改革については、嶋田佳広「最低生活保障制度の変容—就労支援型公的扶助

自治体は、所得および資産の認定を行う。その際、同居の配偶者または生活パートナーの所得および資産が考慮される。しかし、他の者との同居による生活費の獲得の推定はなされない。また、10万ユーロ未満の年収の親または子に対する扶養請求権は考慮されない（社会法典第12編43条）。これらは、扶助給付の受給に際しての障壁を取り除くものである。その限りで、障害時基礎保障は一般的な扶助給付と区別される。

自治体は、支給要件が満たされ、かつ考慮対象となる所得および資産では生活費を完全に賄えない場合に、年金保険者に対して障害認定を要請する。年金保険者の決定は、要請した自治体を拘束する。これにより、同一の基準による障害認定が保障される。ただし、この要請は、年金保険者がすでに完全稼得能力減退の認定を行っている場合には行われない（社会法典第12編45条、社会法典第6編109a条2項）。

### (3) 障害時基礎保障の額

障害時基礎保障の額は、必要生活費に関する基準額（Regelsatz）と、住居および暖房のための適切な実費を含む。その他に、障害者についての追加需要や、疾病保険および介護保険の保険料の引き受けなどが認められる（社会法典第12編42条）。

障害時基礎保障の平均総需要（月額）は、2009年で637ユーロであり、考慮される所得を控除した後の平均支給額（月額）は、2009年で478ユーロである<sup>87</sup>。

### (4) 障害時基礎保障の行政手続

障害時基礎保障は、受給権者の申請に基づき支給される（社会法典第12編41条1項）。申請の提出先は、自治体でも年金保険者でもかまわない。障害時基礎保障は、通常12ヶ月間にについて承認される（社会法典第12編44条1項）。

障害時基礎保障についての積極的な情報提供のため、年金保険者は、障害年金受給者が障害時基礎保障の支給要件に該当する場合には、障害時基礎保障に関する情報提供・助言を行う。障害年金の額が年金現在価値の27倍の額（2010年で734.4ユーロ）を下回る場合には、年金保険者は、情報提供に申請書を添付しなければならない。年金保険者は、提出された申請書を自治体に転送する。その際、障害年金の額や基礎保障の支給要件の存在に関して自治体に情報提供する（社会法典第12編46条、社会法典第6編109a条1項）。

### (5) 障害時基礎保障の現状

障害時基礎保障の受給者は、2003年の約18万1千人から2009年の約36万4千人に増加しており<sup>88</sup>、障害時基礎保障は、就労経験のない無年金者に対する役割を拡大している。

の特徴と課題」日本社会保障法学会編『社会保障のモデルチェンジ』（法律文化社、2009年）109頁以下、同「生活保護と就労支援—ハルツ第四法改革からの示唆」季労217号（2007年）108頁以下を参照。

<sup>87</sup> Statistisches Bundesamt Deutschland, Pressemitteilung Nr. 377 vom 21.10.2010.

<sup>88</sup> Statistisches Bundesamt Deutschland, Pressemitteilung Nr. 377 vom 21.10.2010.

他方、障害年金の低年金化が進行しているにもかかわらず、障害年金受給者のうち障害時基礎保障を請求している者の割合は 2008 年で 8.8% である<sup>89</sup>。その理由として、障害時基礎保障の受給権者が永続的な完全稼得能力減退者であるので、期間を付された障害年金を受給している者と一部稼得能力減退年金を受給している者は、障害時基礎保障の受給から排除されていること<sup>90</sup>や、障害年金受給者の多くが配偶者または生活パートナーの所得を理由に要扶助状態と認められること<sup>91</sup>が挙げられている。

## 6. むすびにかえて

ドイツの障害年金は、現在、2001 年の障害年金改革による受給者の減少と支給額の低下を背景に、障害が発生した場合の貧困リスクの増大という課題に直面している。その貧困リスクは、とりわけ所得の低い若年期においてより高くなっている。しかし、高齢者の所得保障のように、企業年金や民間保険が障害年金の上乗せとして障害者の所得保障を補完しているわけではない。それゆえ、障害年金の改革の必要性が生じている<sup>92</sup>。第 2 期メルケル政権時のキリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) 会派と自由民主党 (FDP) との間の連立協定（2009 年 10 月）においても、「稼得能力の減退した人たちも社会的に保障される」ために「稼得能力減退リスクに対する保障が国家的に支援された備えにおいて費用中立的に (kostenneutral) 改善されるか否か、されるとしていかにして改善されるかを審査する」とされている<sup>93</sup>。具体的な改革案としては、障害年金の割引を廃止すること、老齢年金の支給開始年齢の引き上げに併せて加算期間を 2 年間延長すること、高齢者の所得保障の場合と同様に、稼得能力減退に対する企業年金・民間保険を整備・拡充すると共に公的支援を導入することなどが主張されている<sup>94</sup>。しかし、障害年金の制度枠組み・体系を抜本的に改める具体案は管見の限りでは示されていない。したがって、ドイツの立法者は、近いうちに障害年金の「改善」を行うとしても、制度の修正という漸次的なアプローチを採用する

<sup>89</sup> Rische, Die Absicherung des Erwerbsminderungsrisikos – Handlungsbedarf und Reformoptionen, RVaktuell 2010, S. 6.

<sup>90</sup> 2007 年の障害年金の新規裁定者約 16 万人のうち、障害時基礎保障の受給権を有しない者は約 10 万人である。Köhler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, Vorschläge zu einer Leistungsverbesserung bei Erwerbsminderungsrenten aus der gesetzlichen Rentenversicherung, ZfS 2010, S. 63.

<sup>91</sup> Nürnberger, Erwerbsgeminderte besser absichern!, SozSich 2009, S. 86.

<sup>92</sup> Köhler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, Vorschläge zu einer Leistungsverbesserung bei Erwerbsminderungsrenten aus der gesetzlichen Rentenversicherung, ZfS 2010, S. 61 ff; Nürnberger, Erwerbsgeminderte besser absichern!, SozSich 2009, S. 85 ff; Rische, Die Absicherung des Erwerbsminderungsrisikos – Handlungsbedarf und Reformoptionen, RVaktuell 2010, S. 3 ff..

<sup>93</sup> Die Vorhaben der neuen Regierung. Aus dem Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und FDP, SozSich 2009, S. 378.

<sup>94</sup> Vgl. Köhler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, Vorschläge zu einer Leistungsverbesserung bei Erwerbsminderungsrenten aus der gesetzlichen Rentenversicherung, ZfS 2010, S. 68 ff; Nürnberger, Erwerbsgeminderte besser absichern!, SozSich 2009, S. 88 ff; Rische, Die Absicherung des Erwerbsminderungsrisikos – Handlungsbedarf und Reformoptionen, RVaktuell 2010, S. 6 ff.

と思われる。

他方、2001年の障害年金改革は、それまでのドイツ社会保険が前提としてきた生活モデルとは別のモデルをもたらした。すなわち、ドイツ社会保険の生活モデルは、これまで、被用者が老齢年金の支給開始年齢に達するまで健康にフルタイム就労に従事することができ、これが万一の場合に疾病手当により保障される短期的な疾病期間によって中断する、というフィクションに基づいていた。これが適当でない場合に、稼得能力減退が稼得生活の早期の終了として定められ、障害年金が永続的に支給されるのである。けれども、慢性疾患および機能障害が、過重な労働条件と高度の労働要求によって増加しており、その結果として、確かに完全稼得能力減退に該当しないけれども、能力に制約のある人々が多く存在する。2001年の障害年金改革は、有期年金の原則化および一部稼得能力減退年金の導入を行い、これまでとは別のモデルをもたらした。それは、稼得能力減退は稼得生活の中止たりうる（つまり障害年金を短期的に受給する）か、あるいは同時に労働時間の短縮が生じうる（つまり障害年金を受給しながら追加報酬を稼ぎうる）、というものである。それにより、それまでのフルタイム就労から別の形態の就労への移行が避けられないが、大企業であれば内部で柔軟に対応できるのに対して、中小企業には限界がある。労働ポストが少ないからである。したがって、稼得能力減退者に対する職業リハビリテーション（特に再統合と再訓練）が強化されなければならない<sup>95</sup>。

この変化の是非は措くが、ここで指摘しておかなければならぬのは、むしろ2001年改革の前後を通じて変わることのないドイツ障害年金の特徴である。それは、障害年金の支給対象となる障害が稼得生活との関係で捉えられていることである。このことは、ドイツの社会保険が労働社会の結果であり、今やその前提条件でもあるから、労働者保険としての性格を維持している<sup>96</sup>ことに由来するが、その結果として、ドイツの障害年金は、原則として就労経験のある障害者を対象としており、就労経験のない障害者は、基本的には障害年金を受給することができない。確かに、先天性障害者や若年期障害者も作業所で「就労」する場合には—障害リスクが既に発生しているにもかかわらず—社会保険に加入することができるけれども、障害年金を受給するためには作業所で20年間就労する必要がある。こ

---

<sup>95</sup> Welti, Abschied vom Normalarbeitsverhältnis? – Neue Beschäftigungsformen, Diskontinuität von Lebensläufen und Sozial- und Arbeitsrecht, SGb 2010, 446 f.

<sup>96</sup> ドイツの社会保険は、その展開の中で強制加入の対象者を社会保障を必要とする一部の自営業者にも拡大しており、その他の自営業者や専業主婦にも任意加入の途を認めてきた。その結果、国民全体の8割から9割程度が加入しているといわれる。しかし、保険加入義務を負う被保険者は、主として労働者である。それゆえ、一方で被用者を雇わない自営業者の数が増加しており、他方で保険加入義務を負う労働者の数が減少している中で、年金保険を自営業者も強制加入の対象者とする「稼得活動者保険」(Erwerbstätigenversicherung)へと拡張することが政策論として主張されている。Vgl. Rische, Weiterentwicklung der gesetzlichen Rentenversicherung zu einer Erwerbstätigenversicherung - Ansätze zur Begründung und konkreten Ausgestaltung RVakuell 2008, S. 2 ff; Kreikebohm, Kommt die Erwerbstätigenversicherung?, NZS 2010, S. 184 ff. その詳細は措くが、このような議論がなされていることに、ドイツの社会保険の性格がよく現れている。

のように長期の保険料拠出が求められる限りで、日本のいわゆる 20 歳前障害基礎年金とは区別される。障害者向けの無拠出給付は、国民保険あるいは市民保険のないドイツにおいては、公的扶助の枠内で、しかし一般的な扶助給付とは別の障害者向けの扶助給付として実施されている。すなわち、障害時基礎保障では、先天性障害者や若年期障害者の経済的自立の確立のため、親に対する扶養請求に関して要件が緩和されている。もっとも、障害時基礎保障は、永続的に稼得不能な障害者、例えば作業所で就労する障害者を対象としており、それ以外の一般労働市場で稼得可能な障害者は、稼得生活を目指す「求職者」として、求職者基礎保障という就労支援型の公的扶助制度の下で定型的な扶助給付を受給しながら就労に向けた求職活動を求められる。その限りで、ドイツの障害者向けの扶助給付も、稼得生活との関係でその対象が画されている。このように稼得生活との関係で障害の概念を捉えることは、稼得労働を中心とする社会においては一つの考えられる途である。

## 第5章 イギリスの雇用及び支援手当 (Employment and Support Allowance) について

国京 則幸

### はじめに

本章では、特にイギリス<sup>1</sup>の制度について、一つの資料を提供しつつ、当該制度のもつ意義等を検討する中で、日本の問題状況への対応の示唆を得ることとしたい。具体的には、イギリスで、障害を持つ者が利用できる所得保障（金銭給付）制度のうち、特に近年改正され実施に至っている「雇用及び支援手当（Employment and Support Allowance : ESAと略す）」に着目して、その法的構造について検討していきたい。当該 ESA はその経緯からも、日本の障害年金制度にほぼ対応すると考えられる<sup>2</sup>。しかし、後述するように、イギリスでは、当該制度に加えて、活用できる制度が他にも多数存在しており、それらの関係についても視野におさめて検討しなければならないであろう。また、より現実的に問題をとらえるとするならば、医療や福祉などサービス提供にかかる制度との関係も考慮する必要がある。

本稿では、ESA の制度の法的構造の理解を中心に据えて論述していく。

そこで、以下ではまず、雇用及び支援手当（ESA）について、給付の仕組み等、現行制度の法的構造を明らかにする（第1節）。次に ESA の理解を踏まえ、障害を持つ者が利用できる各種制度の意義としくみ、実施状況などについて俯瞰し、制度間の接続などについて検討する（第2節）。最後に当該制度の意義について検討を加えることとしたい。

### 1. 雇用及び支援給付

現在、障害を持つ者が活用できる所得保障制度の中心的なものは、雇用及び支援手当（Employment and Support Allowance : ESA）となっている。この給付は、疾病または障害を持っていることで労働能力に制限がある（結果として稼得が限定される）者またはそう取り扱われる者に行われるものであり、障害を有していることそのものに対して行われるものではない点に注意を要する。

ESA は、2007年5月3日に成立した2007年福祉改革法により、2008年10月27日から実施されている<sup>3</sup>。この給付の創設により、それまでの就労不能給付（Incapacity Benefit : IB と略す）<sup>4</sup>および、障害または就労不能のために支給されていた所得補助（Income

<sup>1</sup> 本稿では、特に断りのない限り、基本的にイングランドの法制について言及する。

<sup>2</sup> 一圓光彌「イギリスにおける障害者に対する所得保障体系とその特徴」海外社会保障研究 140, p23。

<sup>3</sup> Welfare Reform Act 2007 (c.5) (以下、WRA 2007 と略す), Part 1 および Welfare Reform Act 2007 (Commencement No. 6 and Consequential Provisions) Order 2008 (SI 2008 No. 787), art. 2(4).

<sup>4</sup> 疾病給付（sickness benefit）と就労不能給付（invalidity benefit）に替えて1995年4月13日から導入されたものである。Social Security (Incapacity for Work) Act 1994 (c.18), s.1 によって創設され、Social Security Contributions and Benefits Act 1992 (c.4) (以下、SSCBA 1992 と略す), s. 30A に規定された。拠出制、資料調査なしの給付である。

Support : IS と略す) <sup>5</sup>、そして重度障害手当 (Severe Disablement Allowance : SDA と略す) <sup>6</sup>は原則として新規の請求を受け付けないことになった<sup>7</sup>。

これは、2006年1月に発表されたグリーンペーパー『福祉のための新たな契約：働く権利を与える』<sup>8</sup>および『福祉のための新たな契約：働く権利を与える 答申』<sup>9</sup>の内容を具体化すべく実施されているものである。

#### (1) 基本的構造 一 受給資格

現在 ESA を所管しているのは労働年金省 (Department for Work and Pensions : DWP)<sup>10</sup> である。ESA には 2 つのタイプの給付が存在する<sup>11</sup>。一つは、拠出制 ESA (contributory ESA : CESA と略す)、もう一つは所得関連 ESA (income-related ESA : IRESA と略す) である。旧制度、つまり、IB=CESA、IS=IRESA とほぼ対応関係にある。したがって、同じ ESA であっても、それぞれ受給資格の取得要件が異なっており、さらに、両者には若干の給付の差がある。

法令を手掛かりに、まずは CESA、IRESA の受給資格について見ていくことにしたい<sup>12</sup>。 ESA の受給資格は、両タイプの給付に共通のいわば通則的な「基礎的要件」と、それぞれのタイプの給付のための固有の「追加的要件」からなっている。受給者は、いずれか（または両方の）給付を受けるために、当該「基礎的要件」と各「追加的要件」とを充足しなければならない。

##### (a) 通則一基礎的要件

ESA の受給資格取得には、まず、通則的な要件として次のような基礎的要件を“すべて”

<sup>5</sup> Income Support (General) Regulations 1987 (SI 1987 No.1967), regs. 6(4)(a), 13(2)(b), 13(2)(bb), Sch. 1B, paras. 7(a), 7(b), 10, 12, 13に基づくものであった。

<sup>6</sup> 1984年11月29日に導入された給付で、2001年4月5日まで新規の申請が行われていた。SDA は、もともと、就労不能年金 (invalidity pension) の受給要件である保険料拠出要件を満たすことのできない者への給付として、Social Security Benefit Act 1975 (c.11), s.6 によって創設され、統合法である Social Security Act 1975 (c.14), s.36 に規定されていた無拠出制就労不能年金 (non-contributory invalidity pension) に替えて、Health and Social Security Act 1984 (c.48), s.11 によってあらたに規定されたものである。その後、SSCBA 1992, ss. 68-69 に規定され、実施されていた。一般的に、稼働年齢にあり、疾病または障害のため連続して 28 週以上就労できない者で、保険料納付要件を満たさないために国民保険制度上の就労不能給付の受給資格を得られない者に対して行われる給付であった。給付は非課税で、資力調査は伴わない。

<sup>7</sup> Employment and Support Allowance (Transitional Provisions) Regulations 2008 (SI 2008 No.795), reg. 2(1)。ただし、就労不能給付または障害を理由とする所得補助の受給資格を得ていた者の受給権は、暫定的に保護される。しかしこれらの給付も ESA へと統合されることになっている。

<sup>8</sup> DWP, *A new deal for welfare: Empowering people to work* (Cm6730)(2006).

<sup>9</sup> DWP, *A new deal for welfare: Empowering people to work Consultation report* (Cm6859)(2006).

<sup>10</sup> Secretaries of State for Education and Skills and for Work and Pensions Order 2002 (SI 2002 No.1397).

<sup>11</sup> 基本的な仕組みとしては、求職者手当 (JSA) と似た構造を持っている。

<sup>12</sup> 既に指摘したように、現在、ESA の基本的な仕組みを規定している法律は、WRA 2007 であり、関連する基本的な規則は、改正を経た Employment and Support Allowance Regulations 2008 (SI 2008 No.794) (以下、ESA Regs と略す) である。